

**船橋市民ギャラリー・船橋市茶華道センター**  
**指定管理者募集要項に関する質問に対する回答**

**質問事項1**

該当部分	募集要項 7 ページ 6 行から
質問項目	ウ. 自主事業について
質問内容	提案では毎年実施する予定の他に、指定管理期間で実施する提案もあります。(申請書類3-2) 自主事業等に関する計画書で、それぞれの年度に記載すればよいと思うのですが、いつの年度で実施するのか定まっていない場合には、(申請書類3-2) 自主事業等に関する計画書で計上した年度と相違しても問題はないでしょうか。
回答	自主事業については、現在予定している年度で記載してください。 予定年度と実施年度が相違しても問題はありませんが、このことによる指定管理料の変更等は原則いたしませんのでご承知おきください。

**質問事項2**

該当部分	募集要項 7 ページ 6 行から
質問項目	ウ. 自主事業について
質問内容	昨今の物価高の影響で、自主事業の値上げ等に対応せざるを得ない状況ではありますが、(申請書類3-2) 自主事業等に関する計画書で提案している金額どおりに、今後5年間は運用していかなければならないのでしょうか。
回答	申請書類3-2では現時点での自主事業の計画を提出いただくものであるため、当該年度の事情に応じて金額等を変更することは問題ありません。 ただし、現時点で見込まれる費用の増等については適切に見積もっていただくようお願いいたします。

### 質問事項3

該当部分	募集要項 9 ページ 20 行から
質問項目	(4)修繕について
質問内容	指定期間中に休館を伴うような大規模な工事や改修の予定があれば教えてください。
回答	現時点では休館を伴う工事や改修の予定はありません。 今後生じる場合については指定管理者と対応について協議を行います。

### 質問事項4

該当部分	募集要項 9 ページ 25 行から
質問項目	(4)修繕について
質問内容	建物総合損害共済の適用となる場合の対象は施設、設備及び貸与された物品の修繕、すべてに適用されますか。また、建物総合損害共済の適用となる具体的な事例があれば教えてください。
回答	<p>市民ギャラリーおよび茶華道センターはご質問にある建物総合損害共済に加入していることから、同共済を活用することは可能です。なお、共済の対象となる範囲、災害共済金の支払責任に該当する損害及び免責条項については、下記のとおりとなります。</p> <p>(共済の対象となる範囲)</p> <p>①建物 ②工作物 ③動産</p> <p>(該当する損害)</p> <p>①火災による損害 ②落雷による損害 ③破裂又は爆発による損害 ④建物、工作物又は屋外動産の外部からの物体の落下、飛来、衝突又は倒壊による損害 ⑤車両の衝突又は接触による損害 ⑥騒じょう若しくは労働争議又はこれらに類似の集団示威行動に伴う暴行による損害 ⑦破壊行為による損害 ⑧風災、水災又は雪災による損害 ⑨風災、水災又は雪災に起因しない土砂崩れによる損害</p> <p>(免責条項)</p> <p>①故意若しくは重過失又は法令違反による損害(規程第13条第1項第1号) ②はっ酵若しくは発熱又は加熱若しくは乾燥作業による損害(規程第13条第1項第2号) ③紛失又は盗難による損害(規程第13条第1項第3号) ④学校施設並びに住宅物件基率を適用する建物、工作物及び動産のガラスのみに生じた損害(規程第13条第1項第4号) ⑤車両の衝突又は接触による鉄道車両、自動車の損害(規程第13条第1項第5号) ⑥屋外動産の内部からの物体の落下、飛来、衝突又は倒壊により、屋外動産内の動産について生じた損害(規程第13条第1項第6号) ⑦雨漏り、雨、風等による吹き込み損害又は台風等による塩害(規程第13条第1項第7号) ⑧戦争、暴動その他の事変又はテロ行為による損害(規程第13条第2項第1号) ⑨地震若しくは噴火又はこれらによる津波による損害(規程第13条第2項第2号) ⑩核燃料物質等による損害(規程第13条第2項第3号)</p>

### 質問事項5

該当部分	募集要項 10 ページ 6 行から
質問項目	(3) 事業所税
質問内容	当法人の事業所税は、来期も今期同様かからない見込みです。そのため、事業所税を予算計上しないものとしてよろしいでしょうか。
回答	問題ありません。

### 質問事項6

該当部分	募集要項 10 ページ 12 行から
質問項目	7 リスク分担
質問内容	経済事情で人件費、物件費等の物価変動に伴う経費の増加のうち、施設の管理運営に支障をきたす経費の増加は協議事項とされておりますが、どのような場合を想定していますか。
回答	本事項については、現時点で具体的な事例を想定することが困難なものとなります。経済情勢に関するリスクは原則として指定管理者が負うものとしてリスク分担を定めておりますが、一般的に予見することが極めて困難である大幅な経費増が生じたものについてまで指定管理者がリスクを負うことは過度な負担を強いられることから、例外的な規定として協議事項としております。

### 質問事項7

該当部分	募集要項 10 ページ 12 行から
質問項目	7 リスク分担
質問内容	感染症による休館などで業務履行不能となった場合は、自然災害に該当するのか需要変動に該当するのか教えてください。 また、自然災害である場合、リスク分担者(船橋市、指定管理者、協議事項)はどのようになりますか。
回答	リスク分担中、自然災害の「不可抗力に伴う業務履行不能」にあたり、協議事項となります。

### 質問事項8

該当部分	募集要項 12 ページ 32 行から
質問項目	(5)職員研修の実施について
質問内容	文化振興施策に関する研修を必ず実施するよう記載されておりますが、様々な団体で開催している研修へ申し込み、受講するということなのか、あるいはOJTにより職場で実施するということでしょうか。 また、それぞれの研修の頻度(年に1度など)は、どのように考えたらよろしいでしょうか。
回答	研修の実施方法・頻度については特に定めてはおりません。 なお、本市では研修を実施する目的を「職員として求められる能力や意識の開発・向上」としていますので、職員の現在の能力・意識、また必要と考えられる能力・意識によって、研修の内容等を検討してください。

### 質問事項9

該当部分	業務仕様書 6 ページ 28 行から
質問項目	(3)Wi-Fiの設置・管理業務 その1
質問内容	据え置き型モバイルルーターの設置および通信速度についてお伺いします。仕様書においては、据え置き型モバイルルーターの設置と、常時100台の端末接続を可能とすることが求められていますが、一般的に据え置き型モバイルルーターは、上流回線が携帯電話網(5G、4G LTE等)であるため、通信速度が安定せず、一定の帯域を確保することが困難とされています。特に、多数の利用者が同時に接続し、YouTubeなどの大容量通信を伴うコンテンツを閲覧した場合、通信が著しく遅延または途切れる可能性があるかと想定されます。 このような状況を踏まえ、より安定した通信環境を確保するため、据え置き型モバイルルーターではなく、光回線を施設内に引き込み、Wi-Fiルーターを設置する方法に変更することは可能でしょうか。 なお、その場合は回線工事が必要となりますが、船橋市の承諾を得たうえで実施することを想定しています。
回答	設置形態の変更は可とします。その場合、仕様条件については指定管理期間開始後に市と協議の上決定してください。 なお、回線引き込みに伴う工事費については指定管理者の負担となります。

### 質問事項10

該当部分	業務仕様書 6 ページ 29 行から
質問項目	(3)Wi-Fiの設置・管理業務 その2
質問内容	100台同時接続通信するのに必要な台数を用意することとありますが、どのような利用を想定していますか。 また、導入にあたってのインシヤルコストや通信費などのランニングコストも指定管理料に含まれていると考えてよろしいでしょうか。 指定管理料に含まれている場合の積算を教えてください。
回答	市民ギャラリー・茶華道センターの利用者が利用することを想定しています。 Wi-Fi導入にあたってのインシヤルコスト、およびランニングコストは指定管理料に含まれます。 なお、具体的な積算金額についてはお答え出来かねますので、ご了承ください。

### 質問事項11

該当部分	業務仕様書 6 ページ 29 行から
質問項目	(3)Wi-Fiの設置・管理業務 その3
質問内容	100台同時接続通信するのに必要な台数を用意することとありますが、令和6年度の茶華道センターの利用状況や、茶華道センターの定員を鑑みて、茶華道センター単独で、100台同時接続可能な接続を整備することではなく、市民ギャラリー及び茶華道センター合わせて最大100台同時接続が可能という解釈でよろしいでしょうか。
回答	問題ありません。

### 質問事項12

該当部分	業務仕様書 6 ページ 29 行から
質問項目	(3)Wi-Fiの設置・管理業務 その4
質問内容	業務仕様書では、100 台同時接続通信するのに必要な台数を用意すること。1施設あたり2台以下の据え置き型モバイルルーターでカバー可能なこと。とありますが、数社に話をきいたところ、ギャラリーの面積では2台では、範囲をカバーできないとの回答でした。7月10日開催の説明会では、台数、設置場所は定めないと説明がありました。仕様書の1施設あたり2台以下の据え置き型モバイルルーターでカバー可能なこと。とありますが、2台以上になっても構わないということでしょうか。あるいは、貸し出し施設内では据え置き型モバイルルーターを2台以下にするということでしょうか。
回答	貸し出し施設内で据え置き型モバイルルーターを2台以下にしていただければと思います。

### 質問事項13

該当部分	業務仕様書 7 ページ 3 行から
質問項目	(3)Wi-Fiの設置・管理業務 その5
質問内容	「端末の故障・水漏れ・盗難・紛失などのトラブルをサポートし、トラブルの際には交換機を提供すること」と記載がありますが、こちらはそのような状況に備える保守契約を結ぶことと読み替えてよろしいでしょうか。
回答	問題ありません。

### 質問事項14

該当部分	業務仕様書 7 ページ 8 行から
質問項目	(3)Wi-Fiの設置・管理業務 その6
質問内容	「利用量による速度低下が生じないこと」との記載がありますが、こちらは通信プランによる速度制限に関する記載で間違いないでしょうか。
回答	お見込みのとおりです。

### 質問事項15

該当部分	業務仕様書 7 ページ 27 行から
質問項目	(3)Wi-Fiの設置・管理業務 その7
質問内容	利用する場所において、電波が入りにくい場合や通信が遅い場合の対応に関して、電波については、モバイルルーター単体の問題であれば改善も可能と思われませんが、通信速度については、施設付近で携帯電話の使用が増えるなどの環境にも影響されることから、電波状況の改善が通信速度の改善につながらないことが考えられます。こうしたことを考慮し、電波改善対策のみを講ずるとの理解でよろしいですか。
回答	電波が入りにくい場合や通信が遅い場合については、ルーター本体や周辺環境の他にも、回線やプロバイダ、電波干渉、ケーブル劣化など多数の原因が考えられるところです。問題が起きた際は指定管理者において原因を調査していただき、対応可能な範囲での対策を講じていただくこととなります。

再質問は一切受け付けませんので、その旨ご了承ください。